

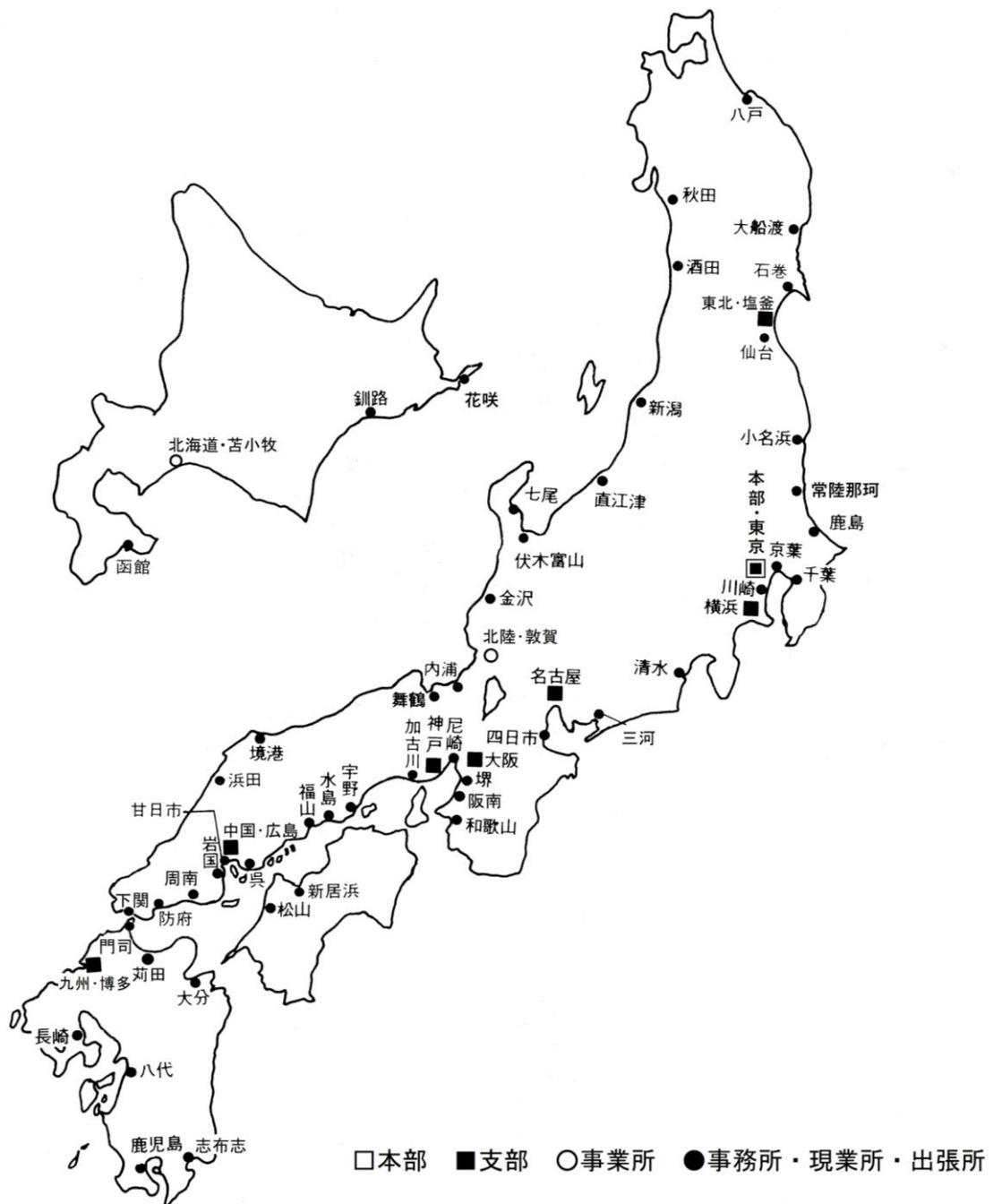
検量料金表

平成7年8月12日実施
運輸省認可 海交港第66号
(平成7年8月4日認可)
平成18年5月15日届出
令和3年4月1日改訂
令和6年3月1日改訂
令和7年2月3日改訂



一般社団法人 全日検

支部・事業所の所在地



検 量 料 金 表

I. 適 用 範 囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1). 陸揚貨物

(1トンにつき 単位円)

品		目	金 額	
一 般 貨 物			196.50	
特 定 貨 物	元 地 袋 入	殻 類	226.90	
		ふすま・魚粉等	340.90	
		撒揚袋詰め殻飼類	173.60	
	棉 花 類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	538.90	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	302.90	
	冷凍品・冷蔵品		379.10	
	銑 鉄		123.80	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		147.10	
	木 材	水 面 貨 物	南 洋 材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリー材	220.10
北 洋 材			294.00	
陸 上 貨 物		南 洋 材	273.60	
		米材・ニュージーランド材・チリー材	292.60	
		北 洋 材	340.60	
撒 揚 貨 物	殻飼類・砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10	
		ホップースケールによる場合	67.00	

(注) 殻飼類（撒）で時間当たり、公称作業能力が400トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1トンにつき59.80円を基本料金とします。

(2). 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
土 曜 日 作 業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月1日から翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	金 額
昼間（8時30分から16時30分まで）	3,035
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,721

本料金は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

- (1) 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

6. 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます。

7. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 40 銭
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

10. その他

- (1) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

木材検量料金表(抜粋)

本料金表は、平成7年8月4日付運輸省認可による陸揚貨物検量料金に基づき、木材検量方法の違いによる検量単位に換算したものです。

(単位:円)

	材 種 別	検量方法	1トンにつき	1m ³ につき
水 面 貨 物	南 洋 材	ブレトン	172.00	151.80
	米材・NZ材・チリ材	新 農 林	220.10	194.30
		平 石	242.00	213.60
	北 洋 材	新 農 林	294.00	259.50
陸 上 貨 物	南 洋 材	ブレトン	273.60	241.50
	米材・NZ材・チリ材	新 農 林	292.60	258.30
		平 石	335.00	295.70
	北 洋 材 米材パイリング 製 材	新 農 林	340.60	300.60
		平 石	374.50	330.50

- ・ 港湾福利分担金として1m³につき、35銭を別途加算します。
- ・ 労働安定基金として1m³につき、31銭を別途加算します。

(注) 検量料金表II-10(料金の種類及び適用法-その他)・II-3(割引料金)の項に表示されている事項については、次のとおりとします。

1. - (1) ① 特殊作業のうち、結束及び流し検量を行なった場合は基本料金の5割増しを申し受けます。
- ② 米材・NZ材・チリ材及び北欧材でブレトン検量を行なった場合は、新農林料金の3割増し以上を申し受けます。
- ③ 南洋材の小径木（2m³未満のもの）及び米材の小径木については、基本料金の5割増し以上を申し受けます。
- ④ 北洋材の広葉樹パルプ・針葉樹パルプの検量については、新農林料金の4割増し以上を申し受けます。
- ⑤ 北欧材及び米材パイリングについては、北洋材料金を適用します。
- ⑥ 検量作業において特に手数を要するか、または甚だしく能率不良の作業については、委託者と協議のうえ、基本料金の他に別途料金を申し受けます。
- ⑦ 製材検量については、委託者と協議のうえ、決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業とは、平石方式を指し上記表示単価を適用します。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) ① プレート打ち作業については、1枚につき42円を申し受けます。
- ② 樹種識別・等級格付け作業については、1人1日当たり50,000円を申し受けます。

2. 割引料金

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係わる請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること…とは1港1船の1作業（場所）を単位とします。

陸揚貨物検量別掲料金

1. 出張料金

検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1) 宿泊を要する地方出張の場合（1口につき）

出発及び帰着の日は、それぞれ …………… 9,800円

ただし、往路及び帰路に要する日数のうち

上記以外の日に対しては毎1日につき …………… 19,500円

(2) 隣接地及び日帰り地方出張の場合(1口につき)

毎1日につき …………… 9,800円

2. 旅 費

出張して検量を行った場合はつぎのとおり旅費を申し受けます。

宿泊料(日当を含む)……1日につき …………… 17,000円

交通費 乗車賃 片道100キロメートル未満 …………… 普通料金

片道100キロメートル以上 …………… グリーン料金又は1等料金

特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。

乗船賃 …………… グリーン料金または1等料金

舟車賃 …………… 実 費

3. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として50,000円以上を申し受けます。

(備考)

※本表Ⅱ-3項の割引料金の適用方について

(1) 「同一貨物」とは、本料金表（Ⅱ-1）の品目区分によります。

(2) 「1か月間に2回以上の反復継続」とは、同一陸揚港を基準とします。

(3) 「1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること」とは、一港一船一作業場所を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。

一般社団法人 全日検 支部・事業所

本 部	〒108-0022	東京都港区海岸三丁目1番8号 TEL 03 (5765) 2113 FAX 03 (5440) 3396
北海道事業所	〒053-0005	北海道苫小牧市元中野町2丁目2番17号 TEL 0144 (33) 7335 FAX 0144 (33) 8096
東北支部	〒985-0011	宮城県塩釜市貞山通三丁目4番5号 TEL 022 (366) 1111 FAX 022 (366) 3981
東京支部	〒108-0022	東京都港区海岸三丁目18番1号ピアシティ芝浦ビル6階 TEL 03 (3454) 4410 FAX 03 (3454) 4425
横浜支部	〒230-0054	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭15番地 TEL 045 (503) 7930 FAX 045 (503) 0044
名古屋支部	〒455-0843	愛知県名古屋市港区入船2丁目4番6号(名港ビルディング13階) TEL 052 (387) 7921 FAX 052 (387) 7922
北陸事業所	〒914-0079	福井県敦賀市港町14番地の1 TEL 0770 (22) 4722 FAX 0770 (22) 4732
大阪支部	〒552-0021	大阪府大阪市港区築港2丁目8番8号 TEL 06 (6576) 3801 FAX 06 (6576) 3553
神戸支部	〒650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町3番4号 TEL 078 (321) 2103 FAX 078 (391) 4957
中国支部	〒734-0011	広島県広島市南区宇品海岸2丁目23番36号(広島海上ビル内) TEL 082 (251) 5253 FAX 082 (253) 7744
九州支部	〒813-0018	福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭2丁目3番13号 TEL 092 (663) 5755 FAX 092 (663) 5756
全日検 理化学分析センター	〒650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町3番4号 TEL 078 (321) 2113 FAX 078 (321) 2114